

兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和7年12月31日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

●明石市

No.	行政サービス等の内容	受理証明書の提示等		問い合わせ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	
1	市営墓園の使用・承継	○		都市整備室緑化公園課 墓園係	078-918-5265	
2	犯罪被害者等支援金の支給等		○	市民相談室	078-918-5002	受領証等がない場合、要件を満たすことを証明する書類が別途必要
3	住民票における「縁故者」の続柄使用	○		市民生活室市民課住民 記録係	078-918-5019	「住民基本台帳事務処理要領」の趣旨を踏まえて運用
4	税窓口での対応(対面による。税証明の発行、課税内容についての問い合わせ、納付状況の確認など)	○		税務室税制課	078-918-5072	窓口で受理証明書の提示が必要
5	保育施設の申込		○	こども育成室	078-918-5092	①同居の場合に限る。 ②保護者として入所要件の対象となる。
6	休暇制度の利用	○		職員室職員担当	078-918-5006	①市職員に限る。 ②対象となる休暇:結婚休暇、忌引休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間、出産補助休暇、育児参加休暇
7	結婚等祝金の支給		○	職員室厚生担当	078-918-5007	明石市職員互助会に加入している職員が対象。